

# 高知くらしの護身術

59

## 多重債務の返済

### 返しすぎの場合も

(2007年6月12日掲載原稿)

ニュースなどで「グレーゾーン金利」という言葉を見聞きしますがどういうことですか？との問い合わせがあります。

利息制限法は、利息の最高限度を決め【元金の額により年15.0%（元本100万円以上）、18.0%（元本10万～100万未満）、20.0%（元本10万円未満）】、これを超える部分は無効と定めています。

しかし、利息制限法は罰則規定がないため利息制限法を超えた金利であっても刑事罰の対象となりません。刑事罰は、出資法で定められており、年29.2%を超える利息の契約又は受け取ったときに処罰の対象となることから、消費者金融など多くの貸金業者は、出資法の上限金利近くで貸付をしているのです。

利息制限法の上限金利と出資法の上限金利との間をグレーゾーン金利と呼び、貸金業規制法は登録金融業者には任意の支払など、一定の厳格な条件を満たす場合は、本来無効な利息の取得を例外的に認めています。（みなし弁済規定）（平成18年12月公布の貸金業法改正で3年後までにはみなし弁済を廃止し、上限金利を20%に引き下げることになっている。）

平成18年1月最高裁は、貸金業者の「みなし弁済規定」の主張を退ける判決以降、借り手が利息制限法の上限利率を超える利息の返還を求めると貸金業者は応じるようになりました。

複数の消費者金融などから借り入れ返済に苦しんでいる方は、利息制限法の利率で引き直し計算し、過払いがある場合は過払い分について返還を求めることができます。